

重点分野雇用創造事業

概要

- 雇用失業情勢が厳しい中で、介護、医療、農林、環境等成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施。
- 地方公共団体は、基金を財源に、一定の要件を満たす事業を民間企業、NPO、社会福祉法人等に委託。受託した民間企業等は、求職者を新たに雇い入れ、事業を実施。人件費を含む事業費は、委託費として支給。
- 未就職卒業者を含む若者の雇用・人材育成や、介護・医療分野の事業を重点的に推進。

【事業の規模】

4,000億円

(21年度2次補正 1,500億円
22年度予備費 1,000億円
22年度補正予算 1,000億円
23年度補正予算 500億円)

【対象期間】

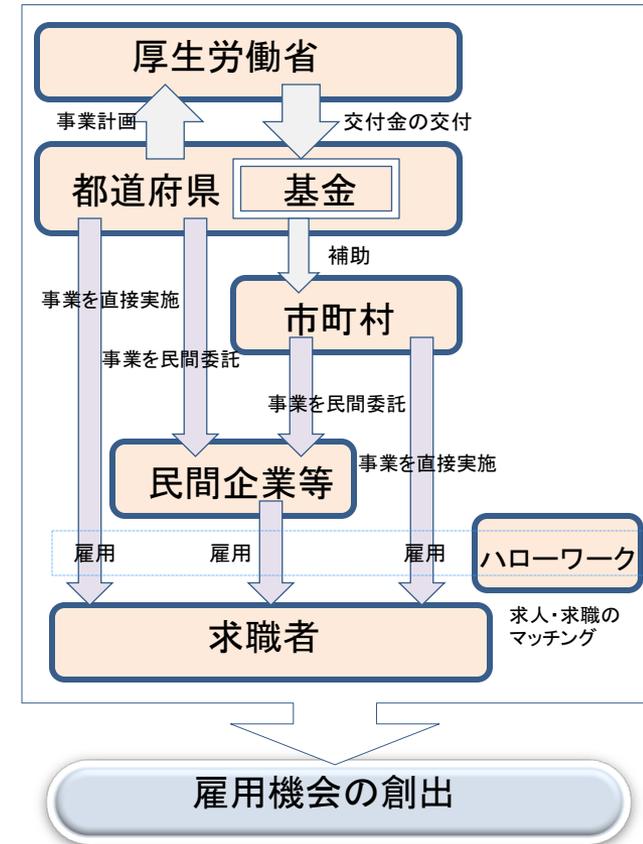
平成24年度末まで

☆ 重点分野雇用創出事業

- 成長分野として期待されている分野において、地域の求職者に対し、新たな雇用機会を創出する事業。
- ①介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究分野、②各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業が対象。
- 雇用期間は1年以内。
- 事業費に占める新規に雇用した失業者の人件費割合は1/2以上。

☆ 地域人材育成事業

- 地域の求職者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、就業に必要な知識・技術をOFF-JT(講義等)、OJT(職場実習等)により習得させ、地域ニーズに応じた人材を育成し、雇用に結びつける事業。
- 上記①の7分野及び各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業が対象。
- 受託した企業、NPO等は、あらかじめ雇用期間中の研修計画を作成。雇用期間は1年以内。
- 事業費に占める新規に雇用した失業者の人件費割合は1/2以上。研修に係る費用はOFF-JT、OJTに要する費用とする。



東日本大震災に対応した雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）の拡充

趣 旨

- 東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が全国各地に避難していることから、重点分野雇用創造事業の基金を積み増し、新たに震災対応事業を創設したが、依然として被災者が全国各地に避難する状況が続くとともに、被災地での雇用の復興には、なお時間を要する。一方、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に影響を及ぼしている。また、現下の円高が長期化した場合には、さらに影響を及ぼすこととなる。
- このため、重点分野雇用創造事業により実施する震災対応事業について、基金を積み増すとともに事業実施期間を延長して震災等緊急雇用対応事業として実施し、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

震災等緊急雇用対応事業の概要

◆ 拡充の概要

- 基金の積増し: 2,000億円
- 事業実施期間の延長: 24年度末まで
→ 平成24年度末までに事業開始(平成25年度末まで)

◆ 事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。

◆ 対象者

- 震災等の影響による失業者。ただし、被災求職者(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者)を優先的に雇用する。

◆ 実施要件

- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。

《事業スキーム》

